

2023年11月17日
企業会計基準委員会

実務対応報告第45号

「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等の公表

公表にあたって

2022年6月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号）により「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）が改正されました。改正された資金決済法においては、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義され、また、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制が導入され、必要な規定の整備が行われました。当該規定の整備を背景に、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対して、資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて検討するよう要望が寄せられ、当委員会では、資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討を重ねてまいりました。

今般、2023年11月14日開催の第514回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告及び企業会計基準（以下合わせて「本実務対応報告等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）
- 企業会計基準第32号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正」という。）

本実務対応報告等につきましては、2023年5月31日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公表するに至ったものです。

なお、本実務対応報告等は、日本公認会計士協会の実務指針にも影響するため、当委員会では検討の上、同協会に改正を依頼しており、当該依頼を踏まえ、本日、同協会より、以下の実務指針の改正が公表されております。



- 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第8号
「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

本改正につきましては、以下リンク先の同協会のホームページをご参照ください。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231117vvs.html

本実務対応報告等の概要

以下の概要は、本実務対応報告等の内容を要約したものです。

■ 本実務対応報告等の公表理由

改正された資金決済法において、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義され、必要な規定の整備が行われた。当該規定の整備を背景に、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対して、当該資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて検討するよう要望が寄せられた。

これを受けて、2022年8月に開催された第484回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議より、資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いを検討することが当委員会に提言された。

企業会計基準諮問会議に寄せられた要望では、資金決済法第2条第5項第1号から第4号に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段については、価値の安定した電子決済手段であり送金・決済手段として広く使用されることが想定されており、改正された資金決済法の施行¹に合わせて会計上の取扱いを定めることのニーズがあった。このため、当委員会では、これらの電子決済手段に関する会計上の取扱いを優先して定め、当面必要と考えられる会計処理及び開示に関する取扱いを示すこととし、本実務対応報告等の公表に至ったものである。

■ 範囲（本実務対応報告第2項及び第3項並びにBC5項からBC8項）

本実務対応報告は、資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段を対象としている。

ただし、次の(1)及び(2)については、本実務対応報告の適用範囲に含めていない。

- (1) 第3号電子決済手段の発行者側に係る会計処理及び開示
- (2) 第1号電子決済手段、第2号電子決済手段又は第3号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち、当該電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段

上記(1)及び(2)について、本実務対応報告の適用範囲から除外している理由は、次のとおりである。

- (1) 第3号電子決済手段の発行者側に係る会計処理及び開示
第3号電子決済手段の発行者は、信託における受託者の会計処理を行うことになる

¹ 2023年6月1日に施行された。

と考えられるが、当委員会は、これまで基本的に株式会社における会計処理等を定めており、信託の受託者の会計処理については、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」のQ8のAにおいて一般的な取扱いのみ定めているためである。

- (2) 第1号電子決済手段、第2号電子決済手段又は第3号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち、当該電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段

電子決済手段等取引業者が利用者から預託を受ける外国電子決済手段については、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）において、電子決済手段等取引業者に課される買取義務などの一定の利用者保護の規制があるが、電子決済手段等取引業者が利用者から預託を受ける外国電子決済手段以外の外国電子決済手段については、当該利用者保護の規制がなく、かつ、資金決済法等で規定される電子決済手段の発行者に対する規制も及ばないため、国内で発行される電子決済手段と同様の会計上の性格を有するか否かは必ずしも明らかではないこと、また、仮に会計上の取扱いを定める場合、国際的な会計基準との整合性を図ることの検討も必要になると考えられることから、改正された資金決済法の施行に合わせて短期的に対応を行うことが困難である可能性があると考えられるためである。

なお、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、本実務対応報告において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとしている。

■ 電子決済手段の保有に係る会計処理（本実務対応報告第5項から第7項及びBC9項からBC30項）

➤ 本実務対応報告の対象となる電子決済手段の特徴及び会計上の性格

（本実務対応報告の対象となる電子決済手段の主な特徴）

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、主に次の特徴を有する。

- (1) 送金・決済手段として使用されるものである（第2号電子決済手段を除く。）
第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段は、その券面額に基づく価額をもって財又はサービスの対価の支払に使用されるものである。第2号電子決済手段については、第1号電子決済手段と同等の経済的機能を果たす可能性がある電子決済手段であり、第2号電子決済手段の発行者に対して第1号電子決済手段と同一の所要の規制（下記(2)①参照）を及ぼすために規定が設けられている。
- (2) 価値の安定した電子的な決済手段である
電子決済手段の利用者の請求により電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができるものであり、次の①及び②の発行者に

対する規制により、価値の安定した電子的な決済手段である。

- ① 第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段は通貨建資産であり、第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段の発行者は、法令上で経営の健全性の確保が求められている銀行等又は電子決済手段の発行残高の概ね全額を保全するように履行保証金の供託等が求められる資金移動業者に限られている。
- ② 第3号電子決済手段は金銭信託の受益権であり、電子決済手段の利用者が信託する金銭の全額についてその払戻しをいつでも請求できる預貯金により分別管理され、信託財産の倒産隔離が図られている。

(3) 流通性があるものである

第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段は、電子的な通貨建資産としての財産的価値であり、当該財産的価値が電子決済手段の利用者の間で移転される。また、第3号電子決済手段は、金銭信託の受益権が電子決済手段の利用者の間で移転される。このため、電子決済手段等取引業者を通じて電子決済手段が売買される場合、流通市場が形成される可能性がある。

(本実務対応報告の対象となる電子決済手段の会計上の性格)

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、会計上、次の性格を有する資産であると考えられる。

- (1) 第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段は、その券面額に基づく価額をもって財又はサービスの対価の支払に使用される点で交換の媒体となるなど通貨に類似する性格を有していると考えられる。
- (2) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、払戻しの請求を行うと速やかに金銭による払戻しが行われるものであり、かつ、電子決済手段が払い戻されないリスク（以下「換金リスク」という。）は、発行者等に対する規制により、要求払預金における信用リスクと同程度であると考えられる。この点、要求払預金に類似する性格を有していると考えられる。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段が現金又は預金そのものではないが現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることを踏まえ、当該電子決済手段に係る会計処理等を定めることとしている。

➤ **電子決済手段の取得時の会計処理**

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を取得したときは、その受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価額をもって電子決済手段を資産として計上し、当該電子決済手段の取得価額と当該券面額に基づく価額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。

このような会計処理をする理由は、次の(1)及び(2)のとおりである。

- (1) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段の計上時期

現金及び預金と同様に、相手方から受け取った時点で資産を使用することができ、その使用により生じる便益を享受できると考えられるためである。

(2) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段の計上額

次の①から③を考慮すると、電子決済手段の券面額に基づく価額をもって資産として計上することが適当であると考えられるためである。

- ① 第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段は財又はサービスとの交換の対価の支払に使用されるため、当該財又はサービスを、交換の媒体として用いられる電子決済手段の券面額に基づく価額で測定することは、電子決済手段の経済実態を忠実に表現することになること
- ② 仮に電子決済手段の券面額に基づく価額と取得価額の間で差額が生じる場合であっても、本実務対応報告の対象となる電子決済手段については当該差額が僅少となることが想定されること
- ③ 本実務対応報告の対象となる電子決済手段を券面額に基づく価額で測定すると払出原価の管理が不要となり、会計処理の適用上のコストが軽減されること

➤ **期末時の会計処理**

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、期末時において、その券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とする。なお、本実務対応報告では電子決済手段の換金リスクに関する会計上の取扱いを定めていない。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、券面額に基づく価額により金銭の払戻しが行われることが困難となるなどの事象が生じる可能性があるものの、当該電子決済手段の発行等に際して所要の規制が課されているため、当該電子決済手段の換金リスクは、通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられる。このため、本実務対応報告が改正された資金決済法の施行に合わせて当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いを定めることを目的としていることに鑑み、本実務対応報告では当該換金リスクに関する会計上の取扱いを定めないこととしている。

■ **電子決済手段の発行に係る会計処理（本実務対応報告第8項から第10項及びBC31項からBC38項）**

➤ **本実務対応報告の対象となる電子決済手段に係る払戻義務**

第1号電子決済手段又は第2号電子決済手段の発行者は、これらの利用者に対して当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額で払戻しを行う契約上の義務を有し、また、第3号電子決済手段の発行者は、その利用者に対して金銭信託の受益権に関して受託者として信託財産を金銭で払い戻す契約上の義務を有する。これらの電子決済手段に係る払戻義務は、将来一定期日に他の企業に対し現金を引き渡す契約上の義務で

あると考えられるため、金銭債務に該当すると考えられる。

▶ 電子決済手段の発行時の会計処理

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第7項によれば、原則として、金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに当該金融負債を認識することになると考えられるが、本実務対応報告では、電子決済手段の発行時における電子決済手段に係る払戻義務の計上時期について、次のとおり定めることとしている。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を発行するときは、その受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務について債務額をもって負債として計上し、当該電子決済手段の発行価額の総額と当該債務額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。

このような会計処理をする理由は、次の(1)から(3)のとおりである。

- (1) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段については、その発行時において、契約を締結したときから受渡日までの間の時価の変動が僅少であることが想定される。
- (2) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段及び当該電子決済手段に係る払戻義務を、発行する電子決済手段の債務額（すなわち、券面額に基づく価額）で計上することから、本実務対応報告の対象となる電子決済手段及び当該電子決済手段に係る払戻義務に関する負債の計上額は、契約を締結したときと受渡日とで同一となると考えられる。
- (3) 電子決済手段に係る払戻義務を受渡日に負債として計上することは、電子決済手段を受渡日に資産として計上することと整合する。

■ 外貨建電子決済手段に係る会計処理（本実務対応報告第11項及び第12項並びにBC39項）

本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段の期末時における円換算については、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨建取引等会計処理基準」という。）一2(1)①の定めに準じて処理し、本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段に係る払戻義務の期末時における円換算については、外貨建取引等会計処理基準一2(1)②の定めに従って処理することとしている。

外貨建取引等会計処理基準では、期末時における本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段に係る換算方法について具体的に定められていないため、本実務対応報告において、外国通貨に準じて処理することを明らかにしている。一方で、本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段に係る払戻義務は金銭債務に該当すると考えられるため、期末時における換算方法は明らかであると考えられるが、当該外貨建電子決済手段における取

扱いに併せて具体的な処理を明らかにしている。

■ 預託電子決済手段に係る取扱い（本実務対応報告第13項及びBC40項からBC43項）

本実務対応報告では、電子決済手段等取引業者又はその発行する電子決済手段について電子決済手段等取引業を行う電子決済手段の発行者（以下合わせて「電子決済手段等取引業者等」という。）は、電子決済手段の利用者との合意に基づいて当該利用者から預かった本実務対応報告の対象となる電子決済手段（以下「預託電子決済手段」という。）を資産として計上せず、また、当該電子決済手段の利用者に対する返還義務を負債として計上しないこととしている。

このような取扱いをする理由は、電子決済手段等取引業者等が預託電子決済手段を次の3つのいずれの方法により預託電子決済手段を管理するとしても、預託電子決済手段に関する利用者の権利は、電子決済手段を預かる電子決済手段等取引業者等に移転しないと考えられるためである。

- (1) 信託会社等に信託して管理させる方法
- (2) 自己信託（信託法第3条第3号）により管理する方法
- (3) 信託会社等への信託又は自己信託の方法によらずに、自ら管理する方法又は第三者に管理させる方法

■ 開示（本実務対応報告第14項並びにBC44項及びBC45項）

➤ 注記事項

本実務対応報告の対象となる電子決済手段及び本実務対応報告の対象となる電子決済手段に係る払戻義務に関して、金融商品会計基準第40-2項に定める事項の注記を行うこととしている。

このような注記を行う理由は、本実務対応報告の対象となる電子決済手段は金融資産であると考えられ、また、本実務対応報告の対象となる電子決済手段に係る払戻義務は、金融負債であると考えられるためである。

■ 連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲（キャッシュ・フロー作成基準一部改正第2項及び第3項並びにBC3項からBC6項）

キャッシュ・フロー作成基準一部改正においては、特定の電子決済手段、すなわち、資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段（外国電子決済手段については、利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を現金に含めることとしている。

このような取扱いをする理由は、特定の電子決済手段（すなわち、本実務対応報告の対象となる電子決済手段）が通貨に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることを踏まえると、連結キャッシュ・フロー計算書等において当該特定の電子決済手段

を現金に含めることが経済実態を的確に反映すると考えられるためである。

■ **適用時期（本実務対応報告第 15 項及び BC46 項並びにキャッシュ・フロー作成基準一部改正第 4 項及び BC7 項）**

本実務対応報告等は、公表日以後適用することとしている。

このような取扱いをする理由は、改正された資金決済法の施行に合わせて本実務対応報告の対象となる電子決済手段が発行される場合、本実務対応報告等を可能な限り早い時期に適用することのニーズが高いと考えられることや、本実務対応報告等に定める会計処理等に複雑さがなくその適用の困難さはないと考えられることから、特段の準備期間は必要ないと考えられるためである。

以 上

【参考】資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）（抜粋）

第 2 条

5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

7 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

以 上